

「会計監査人との連携に関する実務指針」の改正

公益社団法人日本監査役協会は、平成 26 年 4 月中旬に、「会計監査人との連携に関する実務指針」を改正、公表しました。

本改正のポイントと致しましては、平成 25 年に発表された監査の基準の一つである「監査における不正リスク対応基準」に係ることを追記しているということと、会計監査人たる監査事務所等が受ける、品質管理レビュー等に対する監査役の実務対応が追記されていることです。以下、簡単に追記部分を中心に、改正のポイントをご紹介します。

①不正リスクへの対応について

監査役等が、監査人から、不正リスク対応基準に基づく不正に関する報告や法令に基づく法令違反等に関する報告を受けた場合の対応については、以下のように記載されています。

「監査人から不正リスク対応基準に基づく協議の申し入れがあった場合、監査役等は誠実に対応する必要がある。指摘された疑義については、必要に応じて、取締役へ報告を求める、監査役等自ら調査するなどの方法により事実関係を確認し、権限行使の要否を判断すべきである。また取締役から受けた報告、自ら行った調査、講じた措置については、内容の重要性等に鑑み各監査役・監査委員の判断と責任において、適時監査人に情報提供する。」

②監査人の品質管理レビュー等に対する監査役の実務対応について

監査役等は、日本公認会計士協会が監査事務所に対して実施する品質管理レビューに関して、その要約したものの通知を受け、説明を求めることとされています。以下をご参照下さい。

「品質管理レビュー（フォローアップ・レビューを含む。）を受けたかどうか、受けた場合には、監査事務所における品質管理に関して重要な指摘があったかどうか、また、そのような指摘があった場合にはどのような対応をしているか、並びに当該被監査会社の監査業務が品質管理レビューの対象業務として選定され、かつ当該監査業務における品質管理に関して重要な指摘があった場合には、その旨及びどのような対応をしているかについて、それぞれ要約したものの通知を受け、説明を求める。」